

## 平成 21 年 9 月 29 日 第 5 回 市川市自転車安全利用対策懇談会 議事録 要旨

- 自転車の傘差し運転は危険だが、道路交通法に禁止の規定があるので、市川市の条例で新たに規定するのは難しい。そのため、レインコートを着る習慣をつけさせるために、駐輪場や職場にレインコートを掛けるスペースを確保したり、シャワールームを作るなど、周辺環境整備を進める必要がある。
- 自転車が車両であるというイメージが希薄なために傘差し運転をするのかもしれないので、自転車が車両であるという認識を浸透させなければいけない。
- 道路交通法であいまいにされている部分を明確化する、という方向で条例を作っていきたい。
- 自転車に関する保険への認識や加入の推進については、条例に記載するだけでは実効性が出ないので、キャンペーンを行うなどして広めていくしかない。
- 条例には、歩道における自転車の左側通行の推奨を盛り込んだ方がよい。
- 歩道の無い場所や自転車道で、自転車と自動車がどういう関係であるべきなのかを、条例の中で明確化するべきである。
- 自転車道について、工作物により歩行者と自転車を分離するタイプは、木陰などができたときにそちらに自転車が寄ってしまい、分離がうまくできない場合がある。また、一方通行の自転車道の場合、道路の反対側に行きづらくなってしまうというデメリットがある。
- 提言書の案の中にある「恐怖心を与える」という表現は、提言書の内容にそぐわないので削除した方がいいのではないかと。
- 条例を作ることが必ずしも良いことではなく、継続的に学校や家庭、自治会などでルールを覚えるなどの取り組みをしていった方がいいのではないかと。
- 交通安全教室に、スタントマンによる事故の実演を取り入れたらよいのではないかと。
- 道路に「自転車注意」という看板を置くことで、自転車だけでなく自動車も注意をするようになるのではないかと。